

(爆発の映像)





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

感染症発生動向調査事業等において ゆうパックにより検体を送付する際の 留意事項

厚生労働省健康局結核感染症課

目次

- 1 「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項」発出経緯
- 2 ゆうパックにより検体を送付する際の遵守事項

運搬容器の破裂・内容物漏出事案

発生日 : 2011年10月18日

運搬貨物 : 地方衛生研究所から国立感染症研究所に同定を依頼した検体
(患者由来検体)

運搬を行う郵便事業(株)の保管倉庫内で容器が破裂(爆発)し、内容物が漏出。直接の原因は、2次容器内にドライアイスを入れたこと

破裂した2次容器（密閉容器）



検体と同じタイプの1次容器
(ポリスチレン製スピッツ管)



カテゴリ-Aの運搬容器
(破裂して飛び散る)

事故における誤った梱包の手順

①



1次容器をビニール袋で包んだ。

②



ビニール袋で包んだ1次容器を更にペーパータオルで包んだ。

③



5 × 2～3cmのドライアイスを3～4個2次容器の底部と上部に入れた。

誤

④



締めた蓋を軽く緩めた。

誤

事故原因の特定

何が原因？

- 2次容器(密封性能を有する)内にドライアイスを入れた。

どのようにして起こったか？

- ドライアイスを密閉容器に入れて、フタを軽くゆるめたが結果的に気化して膨張したガスの圧力で容器が破裂した。

何が悪かったか？

- 担当者の運搬容器の知識がなかった。
- 施設内で運搬に関する教育訓練がなかった。
- 施設内で運搬に関するマニュアルが不十分。
- 施設内で複数人によるチェック体制がなかった。

事故の結果・・・

- 郵便事業株式会社より、このままの状況では病原体等の引き受けを断らざるを得ないとの通告、徹底した再発防止の要求



- 「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」(遵守事項)の合意、通知※の発出。

※感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項
(平成24年3月15日付健感発0315第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

通知以外の方法では、
ゆうパックを利用した検体の輸送は
不可能となった

ゆうパックにより検体を送付 する際の遵守事項

感染症発生動向調査事業等において
ゆうパックにより検体を送付する際の留意事項

(平成24年3月15日付健感発0315第1号
都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長宛
厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

通知の範囲

- ゆうパックにより検体を送付する場合
- 「検体」は、感染症法に基づく感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、感染症流行予測調査、
新型インフルエンザウイルス系統調査・保存事業等における病原体又は病原体検査のための検体

遵守事項の構成

- 1 ゆうパック利用に関する基本原則
- 2 包装に使用する容器
- 3 包装責任者の選定等
- 4 包装の手順
- 5 包装物への表示等
- 6 その他

ゆうパックの要望に基づく遵守事項

1. 国際標準 (世界保健機関(WHO)等の国際機関が示す感染性物質の輸送に

関する規則やガイダンス)より高い安全対策とすること

ゆうパックは民営宅配便であり、その利用には**嚴重な安全対策が不可欠**。
ゆうパックを利用する場合は、全ての機関に以下のハード、ソフト両面での対策を求める。

2. ハード対策

現行のハード(基本的3重包装)ではゆうパックで取り扱うのに**不十分**。

- 1) 基本的3重包装の運搬容器をさらにジュラルミンケースに封入
- 2) 2次容器(密閉容器)には、ドライアイスの誤混入防止のため、
 - ① 物理的にドライアイスが入らないように緩衝剤を充填
 - ② 「中にドライアイスを絶対いれない」旨の表示

3. ソフト対策

個人対応では**限界があり、組織として安全対策を導入すること**。

- 1) 包装責任者を定める
- 2) 検体の包装者と包装責任者によるダブルチェック
- 3) 包装物に、包装責任者による適正包装確認済みの表示
- 4) 定期的な教育訓練の実施

遵守事項の内容説明

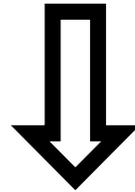
- 1 ゆうパック利用に関する基本原則
- 2 包装に使用する容器
- 3 包装責任者の選定等
- 4 包装の手順
- 5 包装物への表示等
- 6 その他

1 ゆうパックの利用に関する基本原則

1 ゆうパックの利用に関する基本原則

郵政民営化により、「ゆうパック」は一般の民営の宅配便

公共サービスとしての「郵便」と異なる



国際標準より高い安全対策を求める

世界保健機関(WHO)等の国際機関が示す感染性物質の輸送に関する規則やガイダンスに加えて、この遵守事項に基づき、安全性を担保するための更なる厳重な措置を実施すること

3 包装責任者の選定等

包装責任者とは



検体の包装物が遵守事項に適合することを確認し、証明する責任者

- 検体の包装者ととともに包装物の確認
(ダブルチェック)
- 包装責任者による適正包装確認が済んでいる旨の表示
- ゆうパック窓口での点検を求められた際の
開披場所の判断



包装責任者の選定等



包装責任者

各機関が適切な者を選定

- ・遵守事項・検体送付の安全確保の知識、その実践に必要な技能、包装作業への指導能力を有する者
- ・国・都道府県等主催の研修を受け、その証明を得た者又はこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者

選定の連絡

遅滞なく、所在地の都道府県等の担当部局に連絡

情報の把握

担当部局は情報を把握

各関係機関

都道府県等



6 その他

教育訓練の実施

- 関係機関においては、該当者に、定期的に教育訓練を受けさせる
- 人事異動の際にも遺漏なく実施する



ゆうパック窓口での包装物の開披（点検）

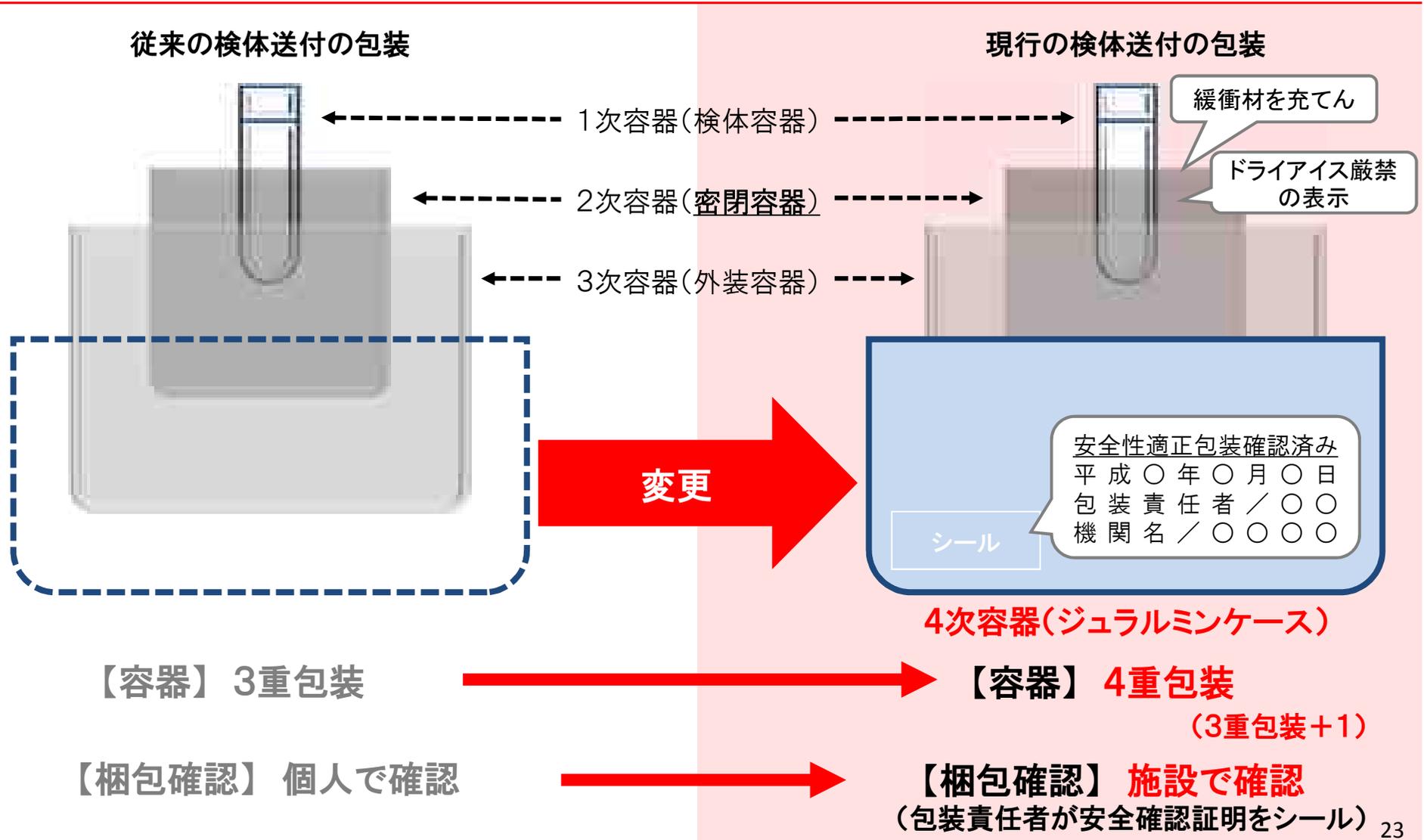
- 窓口担当者から、遵守事項の適切な履行状況の確認（包装の開披含む）を求められた際は、速やかに応じること。
- 例外的に、包装責任者が安全上の理由により窓口での開披が適当でないと判断する場合は、所属機関の実験室等の適切な場所を確認する。



万一、遵守事項が守れなかったら

- 該当する貨物の運搬のみならず、感染症発生動向調査等に係る検体送付のための、ゆうパック利用ができなくなることもありえます。
- 十分にご理解いただいて、事故の万全な防止をお願いします。

ゆうパックでの検体（病原体を含む）の送付のルール ～ 梱包の安全対策～



ドライアイスは、密閉容器には**絶対**に入れないこと！

ゆうパックでの検体（病原体を含む）の送付のルール ～施設としての安全対策～

検体送付の安全確認（施設チェック）

■包装責任者の選定

施設ごとに、遵守事項をはじめとする知識を有し、包装作業への指導能力等を有する者の中から包装責任者を選定

■遵守事項に従った包装のダブルチェック

包装する作業者の確認の後、包装責任者が再度確認する

■教育訓練の定期的な実施、異動に応じた実施

■ゆうパック窓口への検体送付に関する説明

包装責任者が包装の安全性の担保について説明する

■ゆうパック窓口での開披による確認

遵守事項通知発出以降の対応状況

自治体担当者等への研修会の開催

- 平成24年4月10日から5月8日にかけて全国10会場※で開催、350名が参加。

※北海道(札幌)、東北(仙台)、関東(感染研①、感染研②、感染研③)、東海(名古屋)、近畿(大阪、堺)、中国(広島)、九州(福岡)

- 平成25年は151名、平成26年は206名が参加。

自治体に対する調査

- 平成24年5月末、12月末、平成25年5月末、平成26年4月末、平成27年4月末に全自治体に対し、包装責任者の選定状況・研修等の実施状況に関する調査を実施。

- 研修会及び調査については、今後も定期的に実施予定

ご対応をよろしくお願いいたします